

防災情報の配信など、生活に役立つ「ふっさ情報メール」をご利用ください(登録方法はふっさわたしの便利帳、市ホームページ等をご覧ください)

外国人登録に関する制度が変わります

■外国人住民の方も住民基本台帳法が適用されます
現在、日本で生活する外国人住民は外国人登録法により、日本人とは別に外国人登録原票に登録されています。

平成21年に入国管理法など外国人住民に適用される法律の一部が改正され、平成24年7月9日(月)に外国人登録法が廃止されます。また、同日より、外国人住民も日本人と同様に住民基本台帳法が適用されます。

◆改正のポイント

(1)新たに住民基本台帳に記載される方

適法に3か月を超える在留資格を持つ外国人住民
※在留資格のない方や在留資格が「短期滞在」などの方は対象外

(2)外国人登録証明書がなくなります

◇特別永住者の方…現在お持ちの外国人登録証明書の有効期限内に総合窓口課で手続きを行ない「特別永住者証明書」に切り替えます。

◇永住者の方…改正後3年以内に入国管理局で手続きを行ない、「在留カード」に切り替えます。

◇それ以外の方…平成24年7月の改正後、入国管理局での在留期間の更新時、または在留資格の変更時に「在留カード」に切り替えます。

※事前交付受けを特別永住者証明書は市役所総合窓口課で、在留カードは地方入国管理局で行なっています。

(3)外国人住民にも住民票が交付されます

外国人住民も世帯ごとの住民票に編成されるため、日本人と外国人で構成する世帯も、世帯全員が記載された住民票の写しなどが交付できるようになります。

(4)転出の届出が必要になります

現在は市外へ転出する際の届出が不要ですが、改正後は、福生市へ転出の届出をし、転出証明書の交付を受ける必要があります。

転入時に転入先の自治体窓口へ転出証明書を持参してください。

(5)居住地以外の変更の届出



在留資格・氏名・国籍など、居住地以外の変更手続きは、入国管理局で行ない、市役所への届出は不要になります。

※特別永住者は従来どおり、市役所で手続きを行ないます。

◆仮住民票を作成して通知します

外国人住民を住民票に記載するため、現在の外国人登録原票の情報を基に仮の住民票を作成し、平成24年5月ごろに対象者へ通知します。記載内容をご確認ください。

◆正確な外国人登録原票の記載にご協力ください

居住地や在留資格などを変更し、市役所に登録していない方は、早めに手続きをお願いします。

※詳しくは 法務省ホームページ(<http://www.im-moj.go.jp/newimmact/newimmact.html>) (在留資格や在留カードに関する事)、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html) (住民票に関する事)をご覧ください。

問合せ総合窓口課 ☎551・1595

年金だより

◆国民年金保険料の追納制度について

国民年金保険料の全額免除、一部免除の承認を受けた期間や若年者納付猶予、学生納付特例制度の承認を受けた期間は、保険料の全額を納めた時と比べて、将来、受け取る年金額が少なくなります。

そこで、年金額を増額するために、さかのぼって保険料を納めることができる「追納制度」をおすすめします。免除等の承認を受けた期間のうち、過去10年以内までの期間の保険料は追納することができます。

保険料を追納する場合には、申請が必要です。
※保険料の免除や納付猶予、納付特例制度の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

◆ご存じですか?障害基礎年金

国民年金加入中に、病気やけがで障害が残ったと

きや、20歳前の事故や疾病等で国民年金の障害等級の1級・2級の状態になった場合に障害基礎年金が支給されます。

【障害基礎年金が受けられる要件】

次の①から③の要件すべてに該当する方に支給されます。

①(ア)20歳前、(イ)国民年金加入中、(ウ)被保険者の資格を失った後60歳以上65歳未満で老齢基礎年金を受給していない国内在住の方で、(ア)(イ)(ウ)のいずれかの期間中に障害の原因となった病気やけがの初診日(障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日)があること。

②①の病気やけがによる障害の程度が、20歳に達したとき、または※障害認定日において国民年金法で定められた障害等級の1級または2級のいずれかの状態になっていること。

ただし、障害認定日において障害の状態が軽い場合でも、その後重くなった場合に障害基礎年金を受けられることがあります。

※障害認定日…障害の程度を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から起算して1年6か月を経過した日、または1年6か月以内に治った場合(症状が固定した場合)はその日をいいます。

③保険料の納付要件を満たしていること。障害基礎年金を受けるためには、初診日の属する月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること、または初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。

【20歳前に初診日がある障害基礎年金について】

③の保険料納付要件は不要です。ただし、本人の所得制限(扶養親族等の人数に応じて異なります)や他の年金を受けることができる等の理由により、年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。

問合せ保険年金課保険年金係 ☎551・1670、青梅年金事務所 ☎0428・30・3410

国保だより

◆高額な外来診療を受ける皆さんへ

医療費が高額になったとき、入院の場合は限度額認定証等を提示すると、窓口負担額が自己負担限度額までとなっています。

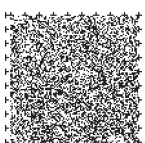
平成24年4月1日からは、この限度額認定証等が外来診療にも適用されるようになります。

これまで、高額な外来診療を受けたときは、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただき、後で高額療養費としてお返ししていましたが、平成24年4月1日からは、医療機関の窓口で限度額適用認定証等を提示すれば、一医療機関での自己負担限度額を超える分を支払う必要はなくなります。

また、保険薬局、指定訪問看護事業者についても同様の取扱いを受けることができますようになります。なお、自己負担限度額は所得区分に応じて異なります。限度額適用認定証等の提示をされなかった場合には、従来通り高額療養費の申請をしていただき、支払った窓口負担額と限度額の差額が支給されます。

限度額適用認定証等は、事前に保険年金課に申請をして交付を受ける必要があります。ただし、保険税を滞納していると、原則交付されません。

問合せ保険年金課保険年金係 ☎551・1640、保険年金課後期高齢医療係 ☎551・1767



4月2日(月)から土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と

固定資産課税台帳の縦覧ができます

納税者の方が他の土地や家屋の価格と比較をして自己の土地や家屋の価格が適正かどうか判断できるようにするため、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ができます(納税義務者の方が自己の資産を確認する場合は、固定資産課税台帳の縦覧となります)。

また、借地、借家人の方も該当する借地、借家の価格等を縦覧することができます。

なお、固定資産課税台帳には、1月1日の現況をもとに、所有者ごとに土地、家屋、償却資産の価格(評価額)、課税標準額、納税義務者、年税額等が記載されています。

縦覧期間 4月2日(月)～5月31日(木) (日曜・祝日は除く)

縦覧時間 午前8時30分～午後5時15分 (ただし水曜日は午後8時まで。土曜日の正午から午後1時は除く)

縦覧できる方 固定資産税の納税者およびその同居の家族もしくは、納税者の委任または代理人の選任を受けた方(納税者の委任状、代理人選任届等の書類が必要です)。

縦覧方法 印鑑および本人確認ができるもの(納税通知書、課税明細書、運転免許証等)をご持参ください。

縦覧期間 4月2日(月)～通年(日曜・祝日・年末年始は除く)

縦覧時間 午前8時30分～午後5時15分 (ただし水曜日は午後8時まで。土曜日の正午から午後1時は除く)

縦覧できる方 固定資産税の納税義務者および同居の家族、借地借家人もしくは納税義務者の委任または代理人の選任を受けた方(納税義務者の委任状、代理人選任届等の書類が必要です)。

縦覧方法 印鑑および本人確認ができるもの(納税通知書、課税明細書、運転免許証等)をご持参ください。なお、借地借家人の方が縦覧する場合は、その旨を証明できる書類(借地借家契約書の写し、地代家賃の領収書など)をご持参ください。

手数料 縦覧期間中は縦覧および固定資産課税台帳の縦覧は無料です。

縦覧・縦覧場所 市役所1階4番課税課窓口

問合せ課税課資産税係 ☎551・1614

お納め忘れは ありませんか!

平成23年度分の市税等の最終納期限は平成24年2月29日(水)です。

▼市・都民税(第1期～第4期)

▼固定資産税(第1期～第4期)

▼国民健康保険税(第1期～第8期)

▼軽自動車税

▼介護保険料(第1期～第8期)

▼後期高齢者医療保険料(第1期～第8期)

お納め忘れがある場合は、早急に納めてください。

※納期を過ぎると延滞金(年14.6%)が課されます。

問合せ収納課 ☎551・1578

納税は 納期内で 元気な福生